

第3章 交通環境

第1節 自動車交通環境

1 環境の状況

(1) 大気汚染【水大気環境課】

自動車から排出される窒素酸化物、炭化水素、一酸化炭素及び粒子状物質の大気汚染物質については、**大気汚染防止法**や**自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法**（以下本節において「自動車 NO_x・PM 法」という。）等に基づき順次排出規制が強化されてきました。

2024 年度の大気汚染調査結果では、二酸化窒素について、県内 24 か所の自動車排出ガス測定局の全てで環境基準を達成しました。

(2) 騒音・振動【生活環境地盤対策室】

2024 年度の主要道路沿いの騒音に関する環境基準は 1,199 区間で評価を行い、517,426 戸中 505,098 戸が達成しており、達成状況は図 3-1-1 のとおりでした。騒音に関する要請限度は 115 地点中 6 地点で超過しており、超過状況は図 3-1-2 のとおりでした。また、振動については、2024 年度に測定した 47 地点の全てで要請限度を下回りました。

図 3-1-1 自動車騒音に関する環境基準の達成状況

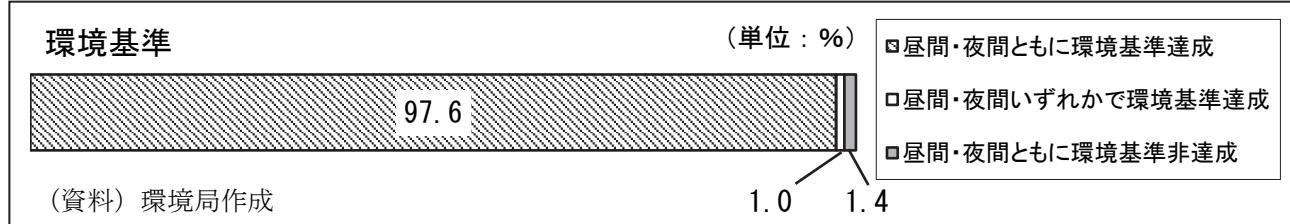
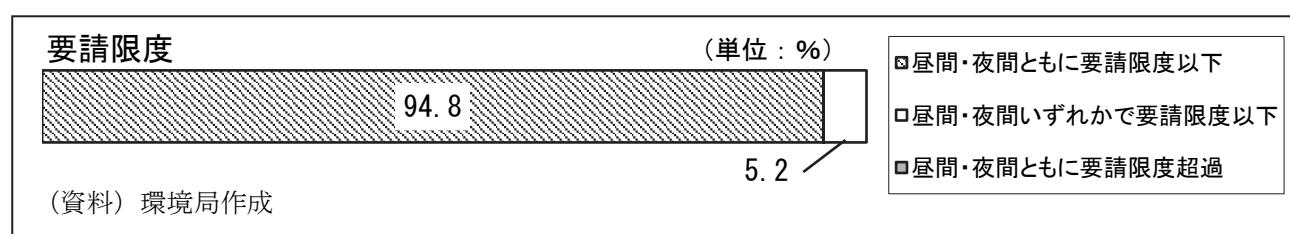


図 3-1-2 自動車騒音に関する要請限度の超過状況



※構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない。

【用語】

要請限度：騒音規制法第 17 条第 1 項に基づくもので、市町村長が、自動車騒音により道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときに、県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の限度（数値）。また、振動については、振動規制法第 16 条第 1 項に基づくもので、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときに、道路管理者や県公安委員会に対して措置をとるよう要請する際の基準。

2 これまでの取組の経緯【水大気環境課、地球温暖化対策課】

本県は、交通の要衝であるとともに、モノづくり産業の集積地で人口が多いことから、人や物の移動が極めて多い地域です。また、旅客輸送における自家用車の利用割合が東京都や大阪府と比べて高い状況にあります。

また、2000年11月の名古屋南部公害訴訟の判決（名古屋地方裁判所）において、自動車排出ガスと健康被害との因果関係が認められるとともに国に一定濃度以上の浮遊粒子状物質の排出差し止めを命じたこと（裁判は2001年8月に和解が成立）などから、自動車環境対策の重要性がますます高まってきました。

このような背景のもと、2001年に自動車NOx・PM法が制定され、県内61市町村（2001年11月1日現在の行政区画）が対策地域に指定され、県は2002年に県の特色を生かした先進的かつ効果的な施策を盛り込んだ「あいち新世紀自動車環境戦略」を策定するとともに、2003年に自動車NOx・PM法に基づく「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、自動車環境対策を推進しました。

県の大気環境は概ね改善傾向にありましたが、引き続き、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保するとともに、自動車騒音対策や温室効果ガスの削減を強化していく必要があったことから、2013年3月に「自動車環境戦略」と「総量削減計画」を1つの計画として整理し「あいち自動車環境戦略2020」を策定し、低公害車の普及促進や流入車の排出基準適合車への転換などの自動車環境対策を推進しました。

その後、国の総量削減基本方針の変更を受けて、2024年3月に新たな「総量削減計画」を策定し、引き続き自動車環境対策を推進しています。

また、2050年の脱炭素社会の実現に向け、将来的な自動車からの二酸化炭素排出ゼロを目指すには、事業者、市町村等と連携・協力を深めながら、自動車ゼロエミッション化の加速に向けた取

組が必要となるため、2021年3月に「あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン」を策定し、電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）の普及加速に向けた取組を進めています。

2022年12月には「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」を策定し、運輸部門の二酸化炭素排出量の削減目標（2030年度に2013年度比46.2%削減）を達成するため、2030年度のEV・PHV・FCVの保有割合を20%とすることを目標としています。

3 県の施策

（1）環境への負荷の少ない車の導入支援【地球温暖化対策課】

県は、先進環境対応自動車の普及を図るため、事業者が先進環境対応自動車を導入する場合の経費の一部を補助しています（2024年度の補助件数は783台）。2014年11月からは、FCVを補助対象として追加し、2024年度末で累計777台の補助を行い、その普及を支援しました。

また、EV、PHV及びFCVに対する自動車税については、県独自の課税免除制度を2012年4月から開始し、2027年3月まで実施することとしています。

（2）EV・PHV・FCVの普及促進【地球温暖化対策課】

EV・PHV・FCVの普及に向けた課題として、これらの自動車の魅力の一つである蓄電・給電機能について、ガソリン車等のユーザーの認知度が高くない状況であることから、2021年度からは、これらの自動車から電気を取り出して活用するという実演を各種イベント等で行っています。

また、2023年3月に改定した「事業所におけるEV・PHV・FCV活用促進ガイドライン」や、2025年3月に見直した「愛知県次世代自動車充電インフラ整備・運用ガイドライン」により、勤務先や集合住宅等の充電環境の整備を促進するとともに、EV・PHV・FCVが持つ「走る蓄電池」としての機能を生かせるようにクルマから住宅など建物に電

気を供給できる「充給電設備」の整備を促進しています。

さらに、2024年度に創設した、充電インフラを導入する事業者等に対してその経費の一部を補助する制度により、整備を促進しています（2024年度の補助件数は89基）。

このような取組により、EV・PHV・FCVの普及を加速していきます。

なお、2023年度末時点の普及状況は、EV・PHV・FCVが51,000台^{※1}、公用用充電インフラが1,243か所^{※2}となっています。

※1 出典：（一財）自動車検査登録情報協会及び
軽自動車検査協会

※2 (株)ゼンリン調べ

【用語】

電気自動車（EV）：リチウムイオン電池などの大容量の蓄電池を搭載し、電気モーターを動力として走行する自動車。家庭用電源でも充電でき、ガソリン車に比べCO₂排出量を約1/3に抑えることができる。

プラグインハイブリッド自動車（PHV）：ガソリンエンジンと電気モーターを搭載し、リチウムイオン電池などの大容量の蓄電池と充電プラグを備える自動車。家庭用電源でも充電でき、従来のハイブリッド自動車と比較して長時間の電気モーター走行が可能であり、CO₂排出量をガソリン車の約4割に抑えることができる。

燃料電池自動車（FCV）：水素と酸素を化学反応させて電気を作る「燃料電池」を搭載し、電気モーターで走行する自動車。現在は、燃料とする水素を天然ガスから作っているため、ガソリン車に比べCO₂排出量が約半分。再生可能エネルギーを使って水素を生産するための研究が進められており、「究極のエコカー」として期待されている。

(3) 自動車 NOx・PM 法【水大気環境課】

ア 自動車 NOx・PM 法に基づく総量削減計画

県は、自動車 NOx・PM 法に基づき、2024 年 3 月に 2026 年度を目標とする「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定しました。

この計画は、自動車 NOx・PM 法の対策地域内において窒素酸化物及び粒子状物質に関する環境基準の確保を目指して、自動車から排出される窒素酸化物を 16,117t/年、粒子状物質を 367t/年とする目標を定めたものです。

イ 総量削減計画に基づく取組内容

県は、目標達成に向け国を始めとする関係機関と連携して、以下の施策に取り組んでいます。

① 自動車単体対策の強化等

- ② 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進
- ③ ゼロエミッション自動車の普及促進
- ④ エコドライブの普及促進
- ⑤ 交通需要の調整・低減
- ⑥ 交通流対策の推進
- ⑦ 自動車交通集中地域等の対策の推進
- ⑧ 普及啓発活動の推進

ウ 車種規制

自動車 NOx・PM 法の対策地域に使用の本拠を置く貨物自動車、乗合自動車、ディーゼル乗用車及びこれらをベースに改造した特種自動車については、同法に基づく窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準（表 3-1-1）が適用され、排出基準を満たさない自動車は使用できません。

表 3-1-1 自動車 NOx・PM 法による排出基準

車種区分		基準の内容
貨物自動車	車両総重量 1.7 t 以下	NOx : 0.48g/km PM : 0.055g/km
乗合自動車	車両総重量 1.7 t 超 2.5 t 以下	NOx : 0.63g/km PM : 0.06g/km
特種自動車 (貨物自動車・乗 合自動車 ベース)	車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下	NOx : 5.9g/kWh PM : 0.175g/kWh
	車両総重量 3.5 t 超	NOx : 5.9g/kWh PM : 0.49g/kWh
ディーゼル乗用車	NOx : 0.48g/km PM : 0.055g/km	
特種自動車（ディーゼル乗用車ベース）		

(資料) 環境局作成

エ 事業者対策

自動車 NOx・PM 法では、対策地域内で 30 台以上の自動車を使用している者を特定事業者として位置付け、低公害車の導入、適正運転の励行、走行量の削減等事業活動に伴う窒素酸化物等の排出抑制のための必要な措置に関する計画（自動車使用管理計画書）の作成及び知事等への提出を義務付けています。計画を提出した後も、その実施状況（自動車使用管理実績報告書）を毎年、知事等へ報告する義務があり、2024 年度は 554 事業者から報告がありました。

(4) 大気汚染防止法による自動車単体規制【水大気環境課】

自動車排出ガスの規制に関しては、自動車 NOx・PM 法に基づく基準のほかに大気汚染防止法に基づく全国一律の基準（許容限度）が定められています。この基準に基づき窒素酸化物の排出に関して、ガソリン・LPG 車は 1973 年度から、ディーゼル車は 1974 年度から規制が開始され、その後逐次強化されています（資料編「大気環境」図 1、図 2、図 3 参照）。

（5）県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく低公害車導入義務【水大気環境課】

県は、県民の生活環境の保全等に関する条例第80条に基づき、2007年度から、県内で使用する自動車の台数が乗用車換算で200台以上となる事業者（特定自動車使用事業者）に、一定割合（車両重量に応じて2～3割）以上の低公害車を導入することや、その導入状況を知事へ報告することを義務付けており、2024年度は157事業者から報告がありました。

（6）「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」に基づく流入車対策【水大気環境課】

県は、名古屋市及び岡崎市とともに、自動車NOx・PM法の対策地域において運行する車両を対象として、車種規制非適合車の使用抑制を促進するために「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を2010年8月に制定しました。

この要綱では、運送事業者等が県内の対策地域でトラック・バス等を運行させる場合は、車種規制適合車を使用するとともに、荷主等が貨物等の運送を委託する場合には、運送事業者等に対して車種規制非適合車を使用しないよう要請することになっています。また、一定規模以上の荷主等は、その要請状況を毎年度報告することになっています。2024年度の報告により確認された車種規制非適合車の割合は、0.1%でした。

（7）自動車騒音対策【生活環境地盤対策室】

騒音規制法では、市町村長は、自動車騒音が要請限度を超える道路周辺の生活環境が著しく損なわると認めるときは道路交通法に基づく措置をとるよう県公安委員会に対し要請するものとされているほか、自動車騒音を減少するため道路管理者等に対し意見を述べることができるときれています。2024年度に愛知県公安委員会に対する要請はありませんでした。

（8）環境にやさしい交通体系の構築

ア 「エコモビリティライフ」の推進【交通対策課】

県は、クルマ（自家用車）と公共交通、自転車、歩行などをかしこく使い分けるライフスタイルを「エコモビリティライフ」（エコモビ）と名付け、環境にやさしく安全で健康的な生活や活力のある地域づくりの実現に向けて、2008年度から、県民運動としてその推進を図っています。

行政、交通事業者、各種団体、NPOなど幅広い分野の関係主体で構成する「あいちエコモビリティライフ推進協議会」では、①「エコモビ」に関する普及啓発、②エコ通勤・エコ通学への転換促進、③パーク＆ライドの普及拡大、④公共交通利用の動機付けを重点取組事項と位置付けて取組を進めています。

2024年度には、あいちエコモビリティライフ推進協議会構成員及びエコ通勤等に関心のある県内企業・団体等を対象に、「エコモビ」の実践的な取組を推進するに当たって役立つ情報や積極的に取り組んでいる企業等の具体的な実践例を紹介する「エコモビ実践セミナー」を10月に開催しました。



エコモビ実践セミナー

また、通勤を含めた業務目的の移動についてクルマの使い方を見直すきっかけとするため、県内の企業、各種団体、行政等を対象にエコ通勤等への転換を促進する「エコモビ実践キャンペーン2024」を実施し、194企業・団体等が参加しました。

さらに、「あいちエコモビリティライフの日」（エコモビの日）〔毎月第1水曜日〕を中心に、「エコモビ」PR活動を実施しました（「エコモビ」推進の取組について詳しくは、Webページ「知っ

て得するエコモビ実践ガイド」を参照)。
(<https://www.pref.aichi.jp/kotsu/ecomobi/>)

イ 歩行者空間の確保【道路維持課】

歩道は、歩行者が通行する空間であることはもとより、車の通行による沿道への影響を和らげる働きをしています。例えば歩道内の植樹帯に設けられる街路樹などの緑は、都市の緑化に寄与するだけでなく騒音を抑え大気を浄化する機能を有しております、道路利用者や沿道住民に快適な空間をもたらしています。

こうした観点からも、県は、道路の新設や改良に際して歩道の整備を進めています。

ウ 自転車の適正利用の促進【交通対策課、道路維持課】

自転車は、その経済性や利便性により通勤、通学、買物等の日常生活からスポーツ・レクリエーションに至るまで幅広く利用されるほか、環境負荷の少ない交通手段としても近年注目されています。

県が2024年10月から11月にかけて実施した「自転車駐車等に関する実態調査」によれば、駅周辺等で約4千台の自転車等が放置されており、安全通行、防災、都市景観などの点から大きな社会問題となっています。このため、放置自転車クリーンキャンペーンの実施や、自転車等の放置の防止に関する条例の制定に関する市町村への助言など放置自転車対策を進めています。更に、自転車を安全で快適に利用できるよう、「愛知県自転車活用推進計画」に基づき、自転車道等の自転車通行空間の整備を進めています(表3-1-2)。

表3-1-2 県管理自転車道の整備状況

自転車道名	全体計画延長	整備状況	
		実延長	進捗率
田原豊橋自転車道	54.8km	49.7km	91%
豊田安城自転車道	36.3km	36.2km	99%
武豊大府自転車道	31.1km	20.8km	67%

(資料)建設局調べ(2024年度末時点)

エ 公共交通網の整備【交通対策課】

自動車交通による環境への影響を抑えるためには、鉄道などの公共交通網の整備や乗継ぎ利便性の向上により環境負荷の少ない公共交通機関の利用率を高め、自家用車と公共交通機関のそれぞれの特性を生かしたバランスのよい交通体系を確立していく必要があります、その実現に向けては公共交通機関の整備・充実が課題となっています。

このため、県は、名古屋市営地下鉄の建設改良事業に対する支援などにより鉄道網の整備・充実を図っています。

乗合バスについては、利用者数が1964年度の5億4,800万人をピークに減少し、2023年度の輸送人員は1億3,291万人と、ピーク時の約24%となっています。県は、地域住民の生活上必要な路線を維持・確保するため、1972年度から国と協調して地方バス路線維持対策としての助成措置を講じています。2024年度は名鉄バス㈱を始め5事業者に対して助成を行いました。

オ 道路整備【道路建設課】

県は、ボトルネック^(注)の解消を始めとした都市部における慢性的な交通渋滞の改善のために広域道路ネットワークの整備、現道拡幅、道路改良、交差点改良、橋梁整備、踏切除却等の事業を進めており、円滑な走行による排気ガスの削減につなげています。

また、大規模な道路整備を行う際には適切に環境影響評価を実施するなど周辺環境に配慮した道路整備を進めています。

(注)ボトルネック: ビンの首のように狭くなつた所で交通渋滞が起こる状態

カ 沿道環境の保全【道路建設課】

道路交通に起因する環境問題に対処するため、県は、環境基準等に基づき道路構造による対策を講じています。道路構造による対策には、沿道の土地利用状況等を考慮した環境施設帯や遮音壁の設置、排水性舗装の適用及び良好な路面の保全などがあります。

キ 交通管理による環境対策

(ア) 道路交通の実態に応じた交通規制【警察本部交通規制課】

警察は、交通の安全と円滑な流れを確保しつつ、通行車両による騒音の減少を図るための最高速度規制及び大型車両通行区分（中央走行）規制、交通総量抑制や車両排出ガス削減を図るためのバスレーン規制などの交通規制を、沿道地域の交通環境や道路環境等の状況に応じて実施しています。

(イ) 交通関係法令違反に対する交通指導取締り【警察本部交通指導課】

警察は、交通公害の低減を図るため、県内各地域において整備不良車両、過積載違反車両等の指導取締りを実施しているほか、関係機関が主催する街頭点検指導を共同して推進しています。

(ウ) 高度な交通管制システムの運用【警察本部交通規制課】

警察は、信号機や交通管制システムの高度化を図り、複雑・過密化した都市部の自動車交通を適切に配分・誘導しています。具体的には、車両感知器等で収集した交通量等のデータを分析し、その分析結果に基づき、交通状況に応じた信号機の制御やきめ細かな交通情報の提供等を行っています。

情報提供の手段としては、交通情報板のほか、VICS（道路交通情報通信システム）によるカーナビゲーション装置への交通情報の提供があり、常に変動する道路交通の状況を地図画面上にリアルタイムで表示できるようにしています。

第2節 航空機騒音

1 県営名古屋空港

(1) 環境の状況【生活環境地盤対策室】

県、名古屋市及び春日井市は、県営名古屋空港における航空機騒音に係る環境基準の達成状況等を把握するため、5 地点で通年測定を、11 地点で短期測定を実施しました。2024 年度は 16 地点中 10 地点で環境基準を達成しました。

(2) 県の施策【航空空港課】

県営名古屋空港の設置管理者である県は、運用時間（午前 7 時から午後 10 時まで）外の空港利用を原則禁止し、騒音に配慮した運航方式の徹底などの発生源対策を行うとともに、一定の騒音値 $L_{den}62dB$ 以上の区域では、住宅の防音工事や空調機の更新等に対し助成を行っています。これらの周辺環境対策事業は県営化前に国が行っていた事業と同じ水準で実施しています（2024 年度補助実績 更新等工事 29 件）。



県営名古屋空港

2 中部国際空港【生活環境地盤対策室】

(1) 環境の状況

中部国際空港は、陸域への航空機騒音を軽減するため伊勢湾東部の常滑沖に設置されました。海上部で大きく旋回することで陸域を避ける飛行経路や、深夜及び早朝（午後 11 時から午前 6 時まで）には昼間（午前 6 時から午後 11 時まで）より高い高度で陸域を飛行するなど、航空機騒音を低減するための各種の措置がとられています。

県は、夏季と冬季に、空港周辺の環境基準の地域類型を指定した地域の 5 地点で短期測定を実施しました。その結果、5 地点全てにおいて環境

基準を達成しました。

また、中部国際空港の設置管理者である中部国際空港㈱は、空港周辺 4 地点（うち県内は 3 地点）で通年測定を実施しました。その結果、いずれの地点も航空機騒音に係る環境基準値を下回りました。



中部国際空港（写真提供：中部国際空港㈱）

(2) 県の施策

県は、県民の生活環境を保全する観点から、環境基準の類型を指定した地域（常滑市、弥富市、飛島村、南知多町及び美浜町、図 3-2-1）において、定期的な航空機騒音の調査を実施し、環境基準の達成状況を確認しています。

図 3-2-1 環境基準の類型を指定した地域



第3節 新幹線鉄道騒音・振動

1 環境の状況【生活環境地盤対策室】

(1) 騒音

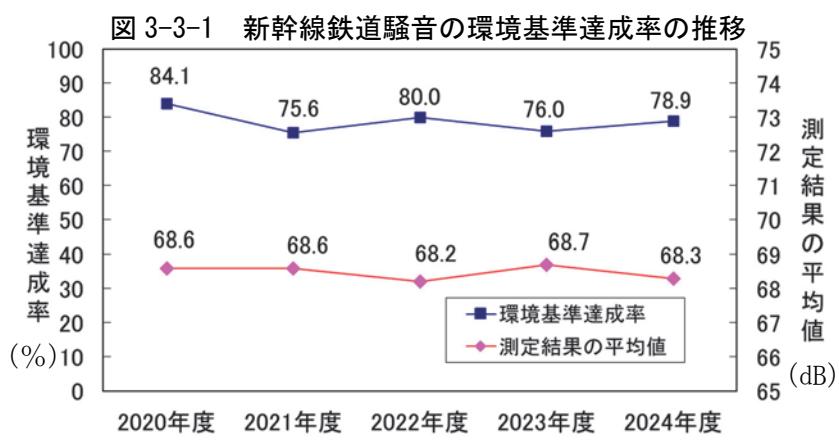
県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び一宮市は、2024年度、新幹線鉄道騒音の測定を沿線76地点で実施しました。その結果、60地点で環境基準を達成し、達成率は78.9%でした。

また、測定結果の平均値（各地点の測定結果の

算術平均値）は68.3dBでした。最近5か年の環境基準の達成率は図3-3-1のとおりです。

(2) 振動

県、名古屋市、豊橋市及び岡崎市は、2024年度、新幹線鉄道の振動測定を沿線30地点で実施しました。その結果、全ての地点で振動指針値を下回りました。



(資料) 環境局作成

2 県の施策【生活環境地盤対策室】

県は、毎年、新幹線鉄道の通過する県内14市町と愛知県新幹線公害対策連絡会議を開催し、東海旅客鉄道㈱(JR東海)に対し新幹線公害防止や沿線の環境改善の働きかけを行っています。

JR東海では、環境に配慮した新型車両の開発・導入のほか、地上対策として改良型防音壁の設置、レール削正、高架橋端部補強工等の様々な発生源対策を進めています（図3-3-2）。

図3-3-2 新幹線鉄道騒音・振動対策の体系

